

下関市 せきまる

事業をサポート

2026

下関市中小企業
事業支援施策
ガイドブック



下関市産業振興部

《 下関市中小企業支援施策ガイドブック 目次 》

種別	制度名	支援内容	問い合わせ先	項
融資	下関市中小企業制度融資	事業者の資金確保	産業振興課 スタートアップ推進室 TEL 231 - 1265	1-2
制度	スタートアップ支援施策事業	創業支援	産業振興課 スタートアップ推進室 TEL 231 - 1265	3
制度	創業トータルサポート業務	創業支援	産業振興課 スタートアップ推進室 TEL 231 - 1265	4
制度	事業承継個別相談会	事業承継	産業振興課 商業係 TEL 231 - 1220	5
制度	中小企業DX伴走支援事業	DX支援	産業振興課 商業係 TEL 231 - 1220	6
制度	成長志向企業の経営力向上支援事業	人材の確保・育成・定着	産業振興課 商業係 TEL 231 - 1220	7
制度	下関市認定新商品随意契約制度	新商品の販売	産業振興課 工業係 TEL 232-7214	8
制度	国内販路開拓事業	販路開拓	産業振興課 工業係 TEL 232-7214	9
制度	成長産業等企業育成事業	販路開拓	産業振興課 工業係 TEL 232-7214	10
制度	下関地域商社／海外販路開拓支援事業	販路開拓	産業振興課 工業係 TEL 232 - 7214	11
補助金	下関市創業者販路開拓等補助金	創業者への支援	産業振興課 スタートアップ推進室 TEL 231 - 1265	12
補助金	中小企業大学校研修生派遣事業補助金	人材の育成	産業振興課 工業係 TEL 232 - 7214	13
補助金	展示見本市等出展支援事業補助金	販路開拓	産業振興課 工業係 TEL 232 - 7214	14
補助金	空き物件活用ビジネス支援事業費補助金	新たな商売等の支援	産業振興課 商業係 TEL 231 - 1220	15
補助金	商店街等競争力強化事業費補助金（通常分）	商店街活動支援	産業振興課 商業係 TEL 231 - 1220	16
補助金	商店街等競争力強化事業費補助金 （下関駅前応援事業）	下関駅前振興	産業振興課 商業係 TEL 231 - 1220	17
補助金	下関市地域経済牽引事業促進補助金	事業所や工場の設置支援	産業立地・就業支援課 産業立地係 TEL 231 - 1357	18
補助金	下関市企業立地奨励金	事業所や工場の設置支援	産業立地・就業支援課 産業立地係 TEL 231 - 1357	19-20
補助金	下関市中心市街地事務所立地促進補助金	中心市街地へのオフィス設置支援	産業立地・就業支援課 産業立地係 TEL 231 - 1357	21
補助金	下関市オフィス環境整備事業促進補助金	オフィス環境整備支援	産業立地・就業支援課 産業立地係 TEL 231 - 1357	22
補助金	下関市モーダルシフト利用促進補助金	鉄道輸送貨物の利用	産業立地・就業支援課 産業立地係 TEL 231 - 1357	23
補助金	下関市中小企業退職金共済掛金補助金	中小企業の退職金制度支援	産業立地・就業支援課 就業支援係 TEL 231 - 1310	24
補助金	下関市奨学金返還支援補助金	中小企業等の新卒者採用支援	産業立地・就業支援課 就業支援係 TEL 231 - 1310	25
貸付	山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度 （勤労者金融対策支援融資）	勤労者の生活資金	産業立地・就業支援課 就業支援係 TEL 231 - 1310	26
貸付	山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度 （勤労者金融対策支援融資）	離職者の生活資金	産業立地・就業支援課 就業支援係 TEL 231 - 1310	27
その他 （施設等）	創業支援施設、商工業振興センター、工場立地法に基づく特定工場の届出、下関市勤労福祉共済会事業、勤労者労働福祉施設			28-33
相談・支援機関一覧				34

《支援施策》

融 資 対 象 : 事 業 者

《 下 関 市 中 小 企 業 制 度 融 資 》

スタートアップ推進室 TEL 231-1265

この融資制度は、事業資金を必要とする市内中小企業者に対して、経営安定化資金をはじめ、新規創業や新事業展開に必要な資金、また一時的な資金需要に対応するための短期資金を有利な条件でご利用いただけるよう、下関市が市内金融機関と協調してサポートする制度です。

融 資 名		対 象 と なる 資 金	使 途	限 度 額
中小企業 事業資金融資	一般貸付	中小企業者が必要とする資金	運転	【運転】 【設備】 【併用】 1,500万円
	小規模企業サポート貸付	小規模企業者が必要とする資金	設備	【運転】 【設備】 【併用】 1,000万円
	新事業・海外販路貸付	・新事業分野へ進出するために必要とする資金 ・海外への販路開拓やその後の事業展開を行うために必要とする資金	運転	1,500万円
			設備	2,000万円
大規模設備投資貸付	・工業用地の取得に必要とする資金 ・工業用地に設置する工場の建設に必要とする資金 ・商業団体が行う商店街共同施設の設置に必要とする資金	設備	1億円	
起業資金融資		市内において、 ・新たに事業を開始しようとするもの ・開業した日(法人にあってはその設立の登記をした日)から起算して5年未満の中小企業者に対して、必要とする資金	運転	【運転】 800万円
			設備	【設備】 【併用】 1,500万円 (併用運転800万円まで)
中心市街地活性化 チャレンジ資金融資	出店・改修等貸付	中心市街地において小売業又は飲食等サービス業を ・空き店舗、空き家等で始めるために必要とする資金 ・営んでいる店舗の改修や店舗を中心市街地内で移転するために必要とする資金 ・店舗と一体的な住居の新設又は改修を行うために必要とする資金	運転	【運転】 【設備】 【併用】 3,000万円
	まちづくり貸付	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図る事業活動を行うにあたり必要とする資金	設備	【運転】 3,000万円 【設備】 【併用】 1億円
中小企業体質強化特別融資(無担保)		・最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ・信用保証協会の保証対象業種であるものが必要とする資金	運転	3,000万円
中小企業等経営安定化短期資金融資		中小企業等が一時的に必要とする資金	運転	1企業 800万円 1組合 4,800万円

- * 1 下関地域商社:海外への販路開拓・拡大、進出を目指している市内中小企業者等に対して、「産・官・学・金」が一貫した支援を行う疑似的な貿易商社
産業振興課工業係 TEL 232-7214
- * 2 特定創業支援事業:創業支援事業者が、経営・財務・人材育成・販路開拓について1か月以上にわたり、4回以上(創業塾の受講含む)継続的に個別指導や経営指導を実施する事業 産業振興課スタートアップ推進室 TEL 231-1265
- * 3 創業支援カフェ KARASTA:創業相談、セミナー等の実施により、創業を支援する創業支援拠点施設 創業支援カフェ KARASTA TEL 227-4747
- * 4 「大規模設備投資貸付」の商店街に関する融資及び起業資金融資の「特定創業支援事業」修了者に対する融資利率の優遇は、一部の金融機関のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。
- 注1 責任共有制度:信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的として平成19年10月から導入された制度です。

融資利率(責任共有制度対象外)	保証料率	融資期間	償還方法	保証人・担保	取扱金融機関
年1.9%(年1.7%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助	【運転】 6年以内 (据置1年以内)	分割	原則法人代表者以外は不要	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀 の市内にある 本店・支店 *4
年1.6%(年1.4%)	※脱炭素・こども子育て支援に資する貸付資金の場合、市が保証料の100%を補助(市の認定が必要)	【設備】 【併用】 10年以内 (据置1年以内)		必要により 徴求	
5年以内 年1.9% 5年超 年2.1%	—	5年以内 (据置6月以内)	一括	金融機関所定	
「下関地域商社*1」サービス利用の登録をしている者については、貸付利率から0.2%優遇	—	10年以内 (据置1年以内)			
5年以内 年1.9% 5年超 年2.1%	—	15年以内 (据置2年以内)	月賦	原則法人代表者以外は不要 必要により 徴求	
5年以内 年1.5%(年1.3%) 5年超 年1.7%(年1.5%) 「特定創業支援等事業*2」修了者は貸付利率から0.2%優遇 「創業支援カフェKARASTA.*3」利用者は貸付利率から0.1%優遇(*2と*3は併用可能)	保証協会所定の率 市が保証料の100%を補助	6年以内 (据置1年以内)			
保証付 5年以内 年1.4%(年1.2%) 5年超 年1.6%(年1.4%) 保証無 5年以内 年1.6% 5年超 年1.8%	保証付は協会所定の率 市が保証料の100%を補助	【運転】 7年以内 (据置1年以内)	分割 一括	保証付は 原則法人代表者以外は不要 保証無は 金融機関所定	
5年以内 年1.6% 5年超 年1.8%	—	【設備】 【併用】 15年以内 (据置2年以内)			
年1.8%(年1.6%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助 ※当分の間、物価高騰等対応による拡充あり(市が保証料の100%を補助)	10年以内 (据置1年以内)	分割	原則法人代表者以外は不要 原則徴求しない	
保証付 年1.9%(年1.7%) 保証無 年2.0%	保証付は協会所定の率 市が保証料の30%を補助	6月以内	月賦 一括	保証付は 原則法人代表者以外は不要 保証無は 金融機関所定 必要により 徴求	

《 スタートアップ支援施策事業 》

スタートアップ推進室 TEL 231-1265

1. 事業概要

下関市では、スタートアップの持つ技術とマインドを地域に受け入れ、活用することにより、地域課題の解決を目指すと同時に、地域社会全体にスタートアップカルチャーを根付かせ、次世代のイノベーションを創出することを目的としています。この取組を「Shimonoseki Startup Anchor (SSA)」と呼び、令和7年度から令和9年度にかけては下関市スタートアップ支援戦略に基づいて、スタートアップエコシステムの構築を推進しています。

2. 実施事業

- ・国内外スタートアップを招聘し、市内企業との連携事業を創出するためのマッチング事業の実施（スタートアップ・カンファレンスへの出展、スタートアップによる市内企業訪問ツアーなど）。
- ・次世代の起業家を輩出するためのアントレプレナーシップ教育やアクセラレーションプログラムの推進（セミナーやワークショップの開催や個社支援）
- ・地域間連携の推進（他自治体と共同イベントを開催し連携を深めることで、スタートアップの相互活用を図る。）
- ・その他関連事業

3. コミュニティ入会のご案内

エコシステム活性化や地域間連携推進の基盤となるコミュニティ（SSA コミュニティ）の参加を募集しています。形にとらわれない緩やかな連携の下、スタートアップや市内外の企業、大学、支援機関などが加入しています。入会を希望される方は以下の URL へアクセスをお願いします（入会料無料）。

<https://shimonoseki-startup.com/community/>

《 創業トータルサポート業務 》

スタートアップ推進室 TEL 231-1265

創業支援に関する拠点として「創業支援カフェKARASTA.」を設置し、創業を希望される方に対して段階的な支援を行っています。創業から開業（店）までの一貫した支援を継続的に行っています。

1. 施設

名 称：創業支援カフェKARASTA.（カラスト）
所 在 地：下関市赤間町1番10号
電 話 番 号：083-227-4747
開 設 時 間：午前10時～12時30分、13時30分～18時
定 休 日：水・土・日曜、祝日、8/13～8/16、12/29～1/3、その他（事前にHPへ掲載）
ホームページ：<https://www.karasta.jp>

2. 内容

（1）創業相談窓口

創業を支援するスタッフや専門家を配置するとともに、金融機関や教育機関、民間企業等と連携し、相談者の状況に応じた支援を行います。

（2）セミナー

創業に必要な知識や情報、また創業後の円滑な事業展開に寄与するセミナーを開催します。

（3）コワーキングスペース、セミナースペースの提供

フリーWi-Fiや電源、プロジェクター、スクリーン等を用意していますので、コワーキングスペースとしての利用や、会議スペースとしての利用が可能です。

（4）市内空き店舗情報の提供

出店を考えられている方と空き店舗の所有者や不動産会社とのマッチングを支援します。

創業に関する相談、本年度のセミナー内容等については、カラストに直接連絡するか、ホームページで確認してください。

※創業に関する具体的な相談については、事前予約制となっておりますので、下記のURLより必要事項を送信し、カラストからの連絡をお待ちください。

URL：<https://www.karasta.jp/entry>

制度 対象：事業者

《 事業承継個別相談会 》

商業係 TEL 231-1220

1. 目的

中小企業経営者や個人事業主向けに、①親族内承継 ②従業員承継 ③第三者承継など後継ぎ問題でお困りの方を対象に、山口県事業承継・引継ぎ支援センターの専門家による個別相談会を開催し、円滑な事業承継を支援します。

2. 対象者

市内中小企業・小規模事業者等

3. 事業概要

(1) 開催日

毎月第2月曜日、第4水曜日（※祝日は除く）

(2) 相談時間帯

各日 ①10時～ ②13時～ ③15時～（※相談時間60分～90分）

(3) 会場

下関商工会館1階会議室（下関市南部町21番19号）

(4) 申込方法

下関市HPをご確認のうえ、相談申込書に必要事項を記入しFAXをお送りいただくか、下記の申込フォームよりお申し込みください。

4. 問合せ先

下関市産業振興課商業係 TEL：083-231-1220 FAX：083-235-0910

下関市HP

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/57/130367.html>



個別相談会申込フォーム

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=XtP4vt7F>



後継ぎでお悩みの方、解決へのステップに

相談
無料

事業承継 個別相談会

個室
相談

事前
予約制

秘密
厳守



《 中小企業DX伴走支援事業 》

商業係 TEL 231-1220

1. 目的

DXに未着手の市内の中小企業・小規模事業者に対して、DXの知識の習得と取組の促進に向けた積極的なアプローチを行うとともに、継続的な支援を通じた人的な伴走支援を実施します。また、DXのモデルケースを創出し市内企業へ波及させ、デジタル変革の促進と意識の底上げを図ります。

2. 対象者

市内中小企業・小規模事業者

3. 事業概要

(1) 周知・啓発

本事業の普及・啓発及びDXに関する基礎知識の習得等を目的として、セミナーを開催します。

(2) 実態調査

DX 専門のアドバイザーが約100社の中小企業等を個社訪問し、経営課題等のヒアリングを実施するとともに個社毎の診断シートを作成します。(※個社訪問する約100社については、令和8年6月頃に市HP等で募集を行う予定です。)また、ヒアリングに基づき得られた情報や経営課題に基づき訪問企業のDX状況を診断することで、DX推進の気づきとなる「現状把握」「可視化」「課題整理」を診断シートによって提示します。

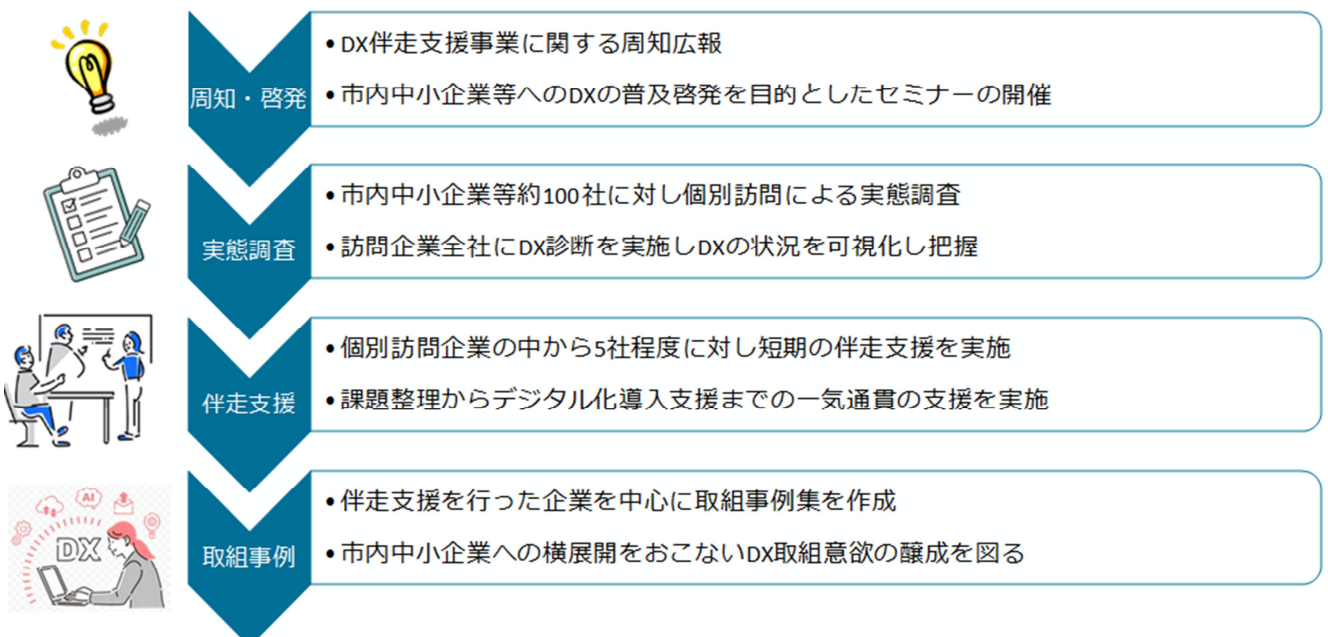
(3) 伴走支援

訪問した中小企業等の中から、企業のDX段階に応じて集中的な伴走支援を4箇月間程度実施します。

(4) 取組事例

伴走支援におけるDXへの取組やその変化・効果などについて、事例として市ホームページ等で公開します。

4. 事業スキーム



《 成長志向企業の経営力向上支援事業 》

商業係 TEL 231-1220

1. 目的

企業が自社を取り巻く様々な環境変化に対応し、変革に積極的に挑戦するためには、自社の経営課題の見つめ直しを行い、課題解決に必要な人材の活用を戦略的に進めていくことが必要です。

地域関係機関の面的な連携体制の構築を通じて、中小企業等による人材の採用・育成・定着の取組を支援することで、中小企業等の更なる成長を強力に推進します。

2. 事業概要

地域ぐるみで中小企業等の人的資本経営を推進する体制「下関の人事部」の構築に取り組むことで、「人」をビジネスのキーとする組織文化（人的資本経営）を醸成し、浸透を図ることを目指します。

市内中小企業や経営支援機関に向けて、人的資本経営推進や副業人材活用の取組等を広く周知し、戦略的な人材活用を進める企業の実例を創出します。

近年、後継者不足等による事業承継が大きな課題となっていることを受け、早期対策促進に向けた周知を行うとともに、事業承継に関する相談をサポートします。

○対象

市内中小企業・小規模事業者、経営支援機関等

○主な事業内容

- ・地域ぐるみで企業の人的資本経営を推進する「下関の人事部」構築
- ・人材確保相談支援の実施
- ・副業人材活用・リスクリングの普及促進
- ・事業承継個別相談会の開催（毎月第2月曜日、第4水曜日）

○事業イメージ



《 下関市認定新商品随意契約制度 》

工業係 TEL 232-7214

1. 目 的

地方自治法施行令の規定に基づき、市が認定した中小企業者が生産した「新商品」について、随意契約により購入できる制度で、新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の販路開拓を支援することを目的とします。

本制度によって、「新商品」の生産活動が成長軌道に乗り、様々な波及効果を生み出しながら、更なる「新商品」の開発や新事業分野開拓への意欲が向上することで、本市産業の活性化につながる事が期待されます。

2. 認定の効果

認定を受けた方が生産する「新商品」は、市が購入する場合において通常の競争入札制度によらない随意契約により調達することが可能となります。

ただし、この認定自体が「新商品」の購入履行を担保するものではありません。実際の購入は、当該年度における予算の範囲内で、必要な仕様設定に基づき行われるものです。

3. 随意契約が可能になる契約の種類

市が「新商品」を直接購入する契約です。

役務調達、業務委託、賃貸借、工事請負等の契約は本制度による随意契約の対象ではありません。

4. 対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、「新商品」の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする方です。

5. 対象となる「新商品」について

次の全てを満たす商品（物品に限る。）です。

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者が企画し、又は開発した商品であること。
- ②認定の申請時において既に市内で販売されていること。
- ③市の機関が調達している品目であること、又は市の機関における用途が見込まれること。
- ④商品化後おおむね10年以内の物品であること。
- ⑤市内で類似の商品が生産され、又は販売されていないと認められる商品であること。
- ⑥事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

《 国内販路開拓事業 》

工業係 TEL 232-7214

1. 目的

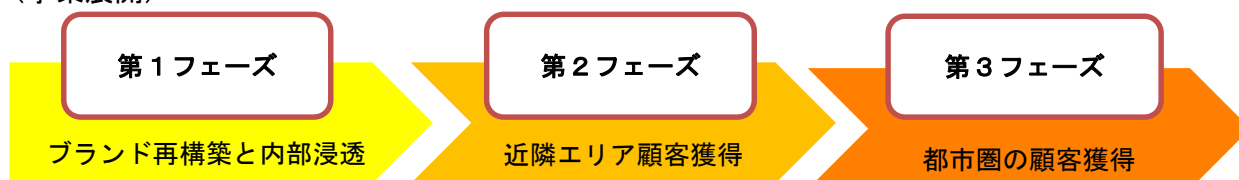
下関製品の需要拡大のため、新たなブランド戦略に基づきその付加価値を向上させ、コアな顧客基盤に加えて新たなファン層の獲得により販路を開拓し、本市の基幹産業の更なる活力創造を図ることを目的とします。

2. 事業概要

(対象)

食料品製造業（酒類製造業を含む。）を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、下関市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者

(事業展開)



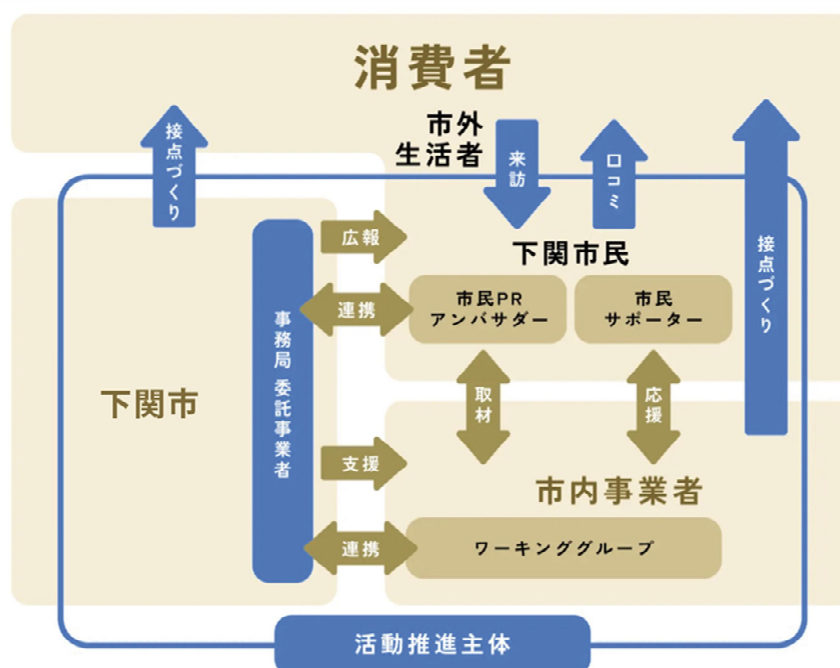
3. 令和8年度事業

「近隣エリア顧客獲得」フェーズとして、西日本地域を中心とした近隣エリアでのプロモーション活動及び商談会の出展支援を進めます。

ブランド認定制度の継続や、新商品開発の支援など、令和6年度に整備した活動基盤をもとに、市民及び市内事業者と連携し、新たなファン層の獲得を目指します。

- (主な事業内容)
- ・新たなブランドコンセプトに基づく商品認定
 - ・新たなブランドコンセプトに基づく新商品開発の支援
 - ・ブランドサイト、市民PRアンバサダーによる情報発信
 - ・各種プロモーション活動、イベント等の実施

(活動体制) 市民・市内事業者・市が連携してブランディングを推進する体制とします。



《 成長産業等企業育成事業 》

工業係 TEL 232-7214

1. 目 的

市内で製造業を営む中小企業者の優れた技術の強みを生かして半導体産業等の成長分野における新たな販路を開拓するため、当該中小企業者に対して、伴走型で受注の機会を提供し、さらに、これまでの企業単独での販路開拓に加えて、企業間でのネットワークによる連携受注体制の構築により、更なる利益の増加につなげ、もって地域経済を活性化することを目的とします。

2. 事業概要

(対象)

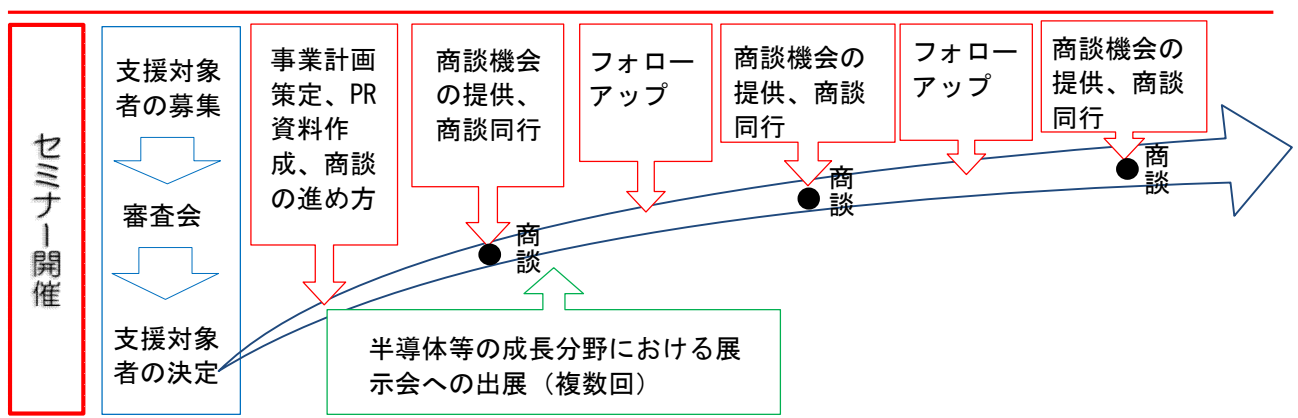
半導体産業等の成長分野への新たな販路開拓を目指す、下関市内に本店又は主たる事業所を有する製造業を営む中小企業者

(主な事業内容)

- ・半導体産業等に関するセミナーの開催
- ・新規取引先獲得及び情報収集のための展示会への出展支援
- ・PR資料作成支援（プレゼン資料を含む。）
- ・個別商談の実施支援
- ・事業計画策定（進捗管理を含む。）の支援
- ・商談実施のための事前打合せ、説明会等の開催
- ・商談時の同行及びフォローアップ等

※支援対象者への支援は継続することができるものとします。

(事業イメージ)



《 下関地域商社／海外販路開拓支援事業 》

工業係 TEL 232-7214

1. 目的

海外事業展開を志向する市内中小企業者に対し、市を中心に「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄った擬似的な貿易商社「下関地域商社」が、情報収集から貿易取引に至るまでの支援を行うことで、スムーズかつ効果的な海外への販路開拓を図ることを目的とします。

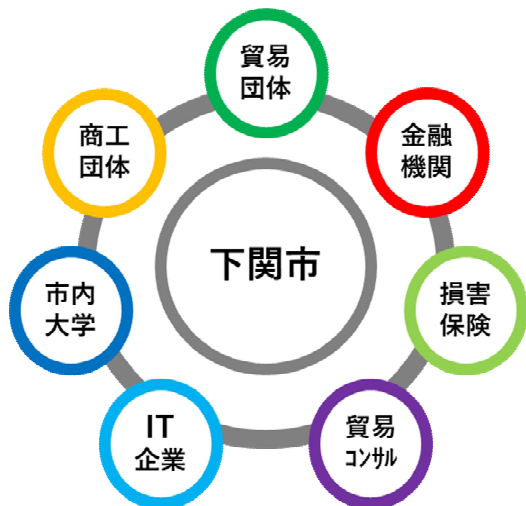
2. 事業概要

(対象) 市内に本社又は主要事業所を持つ中小企業者

(主な事業内容)

- ・ 海外市場や貿易手続に関するセミナーの開催
- ・ 下関地域商社が企画する展示会出展等支援
- ・ 海外展開ノウハウ・サービスの提供
- ・ 専門家による企業訪問・指導 等

3. 参画団体と役割



下関地域商社の構成団体

- 貿易団体 ジェトロ山口/(一財)山口県国際総合センター
・ 現地市場情報収集や海外展示会出展支援、貿易に係る各種支援サービスの提供
- 金融機関 西中国信用金庫
・ 海外展開が有望な企業・商品群開拓、海外決済・金融支援情報提供、資金支援
- 損害保険 東京海上日動火災保険(株)
・ リスク管理や補償に関するノウハウ、海外展開に関する情報提供
- 貿易コンサル グローロジスティクス(株)
・ 商流の確保に関する情報提供や貿易手続き、契約に関する実務アドバイス
- IT企業 GMOグローバルサイン・HD(株)
・ EC等販売に関するIT情報提供や構築支援、WEBを活用した翻訳等を提供
- 市内大学 下関市立大学
・ 学生、留学生等の人材育成と海外商談会への人材派遣等のサービスを提供
- 商工団体 下関商工会議所
・ 貿易証明・原産地証明発行、事業周知、経営支援サービスを提供
- 行政 下関市
・ 市内事業者の海外展開支援の各種サービスを円滑に提供するプラットフォーム機能

《 下関市創業者販路開拓等補助金 》

スタートアップ推進室 TEL 231-1265

1. 目的

産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等制度」を利用する創業者に対して、市独自の補助制度を設けることにより、下関市内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展と雇用の確保を図ることを目的とします。

2. 「特定創業支援等事業」とは

産業競争力強化法に基づく創業者向けの制度で、商工会議所及び金融機関等（創業支援連携会）による経営指導等を通じ、無理なく創業に向けた準備を進められるだけでなく、以下の優遇を受けることができます。

特定創業支援等事業の要件

- 創業支援連携会による経営・財務・人材育成・販路開拓の指導受講（1か月以上かつ4回以上）
- 創業事業計画書作成
- 市長の証明書交付

国による優遇

- 株式会社や合同会社設立の際の登録免許税半額
- 無担保・第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始6か月前から利用可能

「下関市創業者販路開拓等補助金」は、この「特定創業支援等事業」の利用者向けに、市が補助金を交付する制度です。

3. 対象事業者

- ①市内に住民票を有すること（ただし、法人の場合は主たる事務所を本市に有すること）
- ②特定創業支援等事業を活用して創業した創業後5年以内の方

4. 補助対象事業の内容

補助対象事業	内容(例)
経営企画事業	経営コンサル等との相談(顧問契約も含む。) 創業者のスキルアップのための研修(受講料、旅費、講師謝礼、資料代 等)
財務業務事業	税理士等との相談(顧問契約も含む。)
販路開拓事業	展示会出展、ホームページ、新聞広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ製作などの宣伝広告等
人材育成事業	創業者及び従業員のスキルアップのための研修(受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費 等)

5. 補助金額

補助事業額の1/2（10万円を上限とする。）

《 中小企業大学校研修生派遣事業補助金 》

工業係 TEL 232-7214

1. 目的

中小企業大学校で実施する研修に社員等を派遣する中小企業者に対して、受講料の一部を補助することで、本市の産業振興の推進の中核を担う人材育成に資することを目的とします。

2. 対象者

市内に本社、事業所等を有し、市税の滞納がない事業者で、中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当するもの。

3. 対象となる研修

中小企業大学校で実施される研修（広島校、九州校など所在地は問いません。サテライト・ゼミを含みます。市内の事業所等に勤務する方を派遣した場合に限られます。）

4. 補助対象経費

受講料

5. 補助金額

補助対象経費の1/2（5万円を上限とする。）

※1 対象者に対する補助は、同一年度に1回限りとします（複数の研修の受講費の申請は可能）。

※2 申請者多数の場合は、補助額が変更になる場合があります。

6. 募 集

申請開始の時期は、市報・市ホームページでお知らせします。

補助金交付申請については、事前にご相談ください。

【申請手続の流れ】

- ①研修受講後、「補助金交付申請書兼実績報告書」（添付書類含む。）を産業振興課に提出（市が指定する期間内に提出）
- ②市による審査後、「交付決定通知書兼確定通知書」を送付
- ③「補助金請求書」を産業振興課に提出
- ④市から補助金を交付

《 展示見本市等出展支援事業補助金 》

工業係 TEL 232-7214

1. 目的

展示見本市等に出展しようとする市内中小企業者や組合等に対して、出展に必要な経費の一部を補助することで、円滑な販路拡大を支援し、産業振興の推進及び本市経済の活性化に寄与することを目的とします。

2. 対象者

市内に本社(本拠)を有し、市税の滞納がない事業者で、次の項目のいずれかに該当することが要件となります。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者
- (2) 市内産業の振興を目的として設立された組合、団体等

3. 対象となる展示見本市等

製造・加工、企画・開発した製品等を周知するために、県外や国外で開催される展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事に出展する場合を対象とします。ただし、市内中小企業者が展示見本市等で販売活動を行う場合は対象となりません。

4. 補助対象経費

(1) 国内(県外)の場合

出展に当たり義務的に必要となる費用(小間料及び参加料)

(2) 国外の場合

出展に当たり必要となる費用(小間料、旅費、小間装飾料、運搬費、PCR検査費用、陰性証明書取得費用及びビジネス渡航に必要な各国が求める健康証明書関係書類取得費用)

※いずれも消費税相当額を含みます。

5. 補助金額

補助対象経費の1/2 (国内(県外)の場合にあっては5万円、海外にあっては10万円を上限とする。)

※1 対象者に対する補助は、同一年度に1回限りとします。

※2 組合等が出展し、かつ、販売活動を行う場合については、補助対象経費から収益額を差し引いた額を基に算定します。

※3 申請者多数の場合は、補助額が変更になる場合があります。

6. 募集

申請開始の時期は、市報・市ホームページでお知らせします。

補助金交付申請については、事前にご相談ください。

【申請手続の流れ】

- ① 展示見本市等への出展後、「補助金交付申請書兼実績報告書」(添付書類含む。)を産業振興課に提出(市が指定する期間内に提出)
- ② 市による審査後、「交付決定通知書兼確定通知書」を送付
- ③ 「補助金請求書」を産業振興課に提出
- ④ 市から補助金を交付

《 空き物件活用ビジネス支援事業費補助金 》

商業係 TEL 231-1220

1. 目的

下関市内において、小売業、飲食業又はサービス業を行う予定の事業者で、空き店舗や空き家を賃借又は所有し、自ら事業を行おうとする者等に対し、店舗改装費を一部補助することで、初期投資の負担軽減を図ります。

2. 対象者

- ① 小売業、飲食業又はサービス業（※1）を行う予定の中小事業者
- ② 個人 市内に住所のある方（※2）
法人 主たる事務所の所在地が下関市内にある事業者
- ③ 市税の滞納がない方
- ④ 事業に必要とされる許認可を取得している方又は取得見込みの方
- ⑤ 事業内容が法令(条例を含む。)に反しないこと。
- ⑥ 下関市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- ⑦ その他、補助金の交付が適切でないとされる事業に該当しないこと。

※1 対象とするサービス業は、日本標準産業分類上の以下の業種ですが、対象業種であっても単なる事務所など、来訪者によるにぎわいの創出が期待できない事業は補助対象外となります。

G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業、
L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉
Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの)

※2 U J I ターン者は、空き物件の賃借期間初日から30日以内に本市に転入見込みであること。

3. 補助内容

- ・対象経費
店舗改装費
- ・補助率及び額
対象額の1/2（補助限度額 100万円）
※商店街に出店する方または特定創業支援等事業を修了した方最大120万円

4. 事業のスキーム



- 注1) 審査会および書類提出期限のスケジュールは市ホームページでご確認ください。
※審査会参加者全員が補助を受けられるものではありません。
- 注2) 審査会では、参加申込書の記載内容を踏まえた審査が行われます。
事業計画の実現性、採算性、継続性や地域連携、地域貢献等が審査項目となります。
- 注3) 審査会には、事業参加申込者本人の出席が必要です。

補助金

対象：事業者

《 商店街等競争力強化事業費補助金（通常分） 》

商業係 TEL 231-1220

1. 目的

商店街等による地域住民と一体になった商店街づくりや、商店街の競争力強化を図るため、総合的な観点から商店街活動を支援します。

2. 対象者

商店街振興組合、商店街組合等の商業団体(任意団体を含む)

3. 対象事業及び補助内容

(1)ソフト事業(小売商業等振興事業) ※総事業費が20万円以上

- ①まちづくり計画等策定事業
- ②高齢者・障害者等の利便性向上を図るための事業
- ③環境保全・美化を促進するための事業
- ④イベントやキャンペーン事業等の商店街等イメージアップ事業
- ⑤共同購入・共同配送・スタンプ事業等、共同化を推進する事業
- ⑥情報発信等情報化を図るための事業
- ⑦他商業団体等との交流を通じた物流機能、特産品の相互流通を促進する事業
- ⑧空き店舗活用事業
- ⑨組織体制強化事業

補助金額

対象経費の1/3

(補助限度額 ①②③⑥⑦⑧ 150万円、④⑤ 100万円、⑨ 10万円)

(2)ハード事業(施設等整備事業)

- ①一般公衆の利便に寄与する施設(まちなかウォークアブル推進事業を除く)
自転車・バイク置き場、駐車場、カラー舗装歩道、モザイク舗装歩道、街路灯、アーケード、アーチ等
- ②一般公衆の利便に寄与する施設(まちなかウォークアブル推進事業)
唐戸5号線歩道沿いに設置するオーニング、庇、日除け、雨避け等
- ③商店街・商店街等の活性化を図るための施設
放送施設、情報化設備、イベント広場、ポケットパーク、案内所、待合所、展示場、共同便所、噴水等

補助金額

①③ 補助対象経費の1/3 (補助限度額 1,000万円)

② 補助対象経費の1/2 (補助限度額 1,500万円)

(3)初動期活動事業

新たに設立された商業団体等が設立の目的を達成するために行う初動期の活動事業

補助金額

補助対象経費の10/10

(補助限度額 初年度50万円、2年度目30万円、3年度目20万円)

(4)インバウンド対応事業

- ①言語対応事業 案内看板製作、メニュー作成、翻訳機導入等
- ②人材育成事業 セミナーやマナー講座の開催等
- ③広域事業 商業団体等の多言語マップ作成等
- ④イベント事業 体験イベント等の開催等

補助金額

補助対象経費の1/2 (補助限度額50万円(民間事業者は25万円))

《商店街等競争力強化事業費補助金（下関駅前応援事業）》

商業係 TEL 231-1220

1. 目的

下関駅前応援宣言を踏まえ、下関駅周辺の大規模小売店舗や商店街が実施する小売商業活性化や施設整備等の事業を支援することにより、「下関の顔」である下関駅前の振興を図ります。

2. 対象者

下関駅前周辺の大規模小売店舗立地法特例区域(※)内の大規模小売店舗又は近隣商店街
※特例区域…山口県が中心市街地の活性化に関する法律に基づき指定した区域

3. 対象事業及び補助内容

(1) 駅前商業活性化事業

下関駅前の小売商業の活性化が見込まれる事業を補助するもの。大規模小売店舗施設設置者の場合は複数共同で実施することが条件

ア 誘客促進事業

①送客バス運行事業

市郊外や市外からお客様を対象にした送客バスの借り上げ経費を補助

補助金額 補助対象経費の1/2、上限10万円/台

②イベント開催等支援事業

小売商業等の活性化に効果が見込まれるイベント等の開催を補助

補助金額 補助対象経費の2/3、上限200万円/件

(2) 駅前商業施設魅力向上事業

商業施設の魅力向上により、下関駅前の振興に寄与することが見込まれる事業を補助するもの。

ア テナント誘致支援事業

商業施設全体の利用者数の増加が見込まれるテナントの誘致に要する費用を補助。

補助金交付完了後2年間は原則営業を続けることが条件

補助金額 第1種店舗 補助率1/2、上限1,000万円/件

第2種店舗 補助率1/3、上限 250万円/件

イ 公益的施設整備等事業

不特定多数が利用する公益的性質を持つ施設（トイレ等）の整備・改修等に要する費用を補助

補助金額 補助対象経費の1/2、上限500万円/件

《 下関市地域経済牽引事業促進補助金 》

産業立地係 TEL 231-1357

1. 目的

地域経済を牽(けん)引する事業を実施する事業者の投資を促進し、本市における産業の振興、雇用の創出を図ることを目的とします。

2. 対象事業者

以下の全ての要件に該当する事業者（企業グループを含む）

- ①地域経済牽引事業計画を申請し、山口県の承認を受けたもの
- ②事業所の新設又は増設を行い、本市と立地等産業振興に関する協定を締結したもの

➤ 地域経済牽引事業計画（山口県の承認基準）

地域の特性の活用	■成長ものづくり分野 ■農林水産・地域商社分野 ■デジタル分野 ■ヘルスケア分野 ■観光・スポーツ・まちづくり分野 ■脱炭素エネルギー分野		
高い付加価値の創出	事業計画による付加価値増加分が5,013万円を上回ること(5年想定)		
地域の事業者に対する 相当の経済効果	促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること(数値は5年計画の場合)		
	取引額	3.5%以上 or 6,800万円以上増加	
	売上げ	3.5%以上 or 6,800万円以上増加	
	雇用者数	10%以上 or 5人以上増加	
	給与支払額等	12%以上 or 2,200万円以上増加	

3. 投資要件

事業者の区分	地域	投下固定資産総額	新規雇用従業員数
中小企業者	過疎地域	5千万円以上	3人以上 (過疎地域に居住する方の場合は2人以上)
	過疎地域以外	2億円以上	5人以上
中小企業者以外	過疎地域	2億5千万円以上	6人以上 (過疎地域に居住する方の場合は4人以上)
	過疎地域以外	10億円以上	10人以上

※過疎地域：豊田町、豊北町、豊浦町

※1 従業員

市内の事業所に勤務する方で、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法の被保険者であり、期間の定めのある契約により雇用されていない方をいいます。

※2 新規雇用従業員

地域経済牽引事業計画の承認を受けた日から操業等を開始する日までに当該事業所において、新規に雇用し、又は配置転換し、若しくは雇用形態の変更により新たに※1従業員となった方で、かつ本市に居住する方をいいます。

4. 補助金額

事業者の区分	補助金額	補助限度額
中小企業者	投下固定資産総額の5%	1億円
中小企業者以外		

※3 投下固定資産のうち、土地にあっては、操業等を開始する日前3年以内に取得又は賃借したものに限りです。

《 下関市企業立地奨励金 》

産業立地係 TEL 231-1357

1. 目的

本市における企業立地を促進し本市産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とします。

2. 対象者

事業者（企業グループを含む。）が、事業所を新設、増設、更新又は移転する際に、別表の要件に該当する場合は、以下の奨励金を交付します。ただし、(1)と(2)の奨励金は、重複して受けられません。

- (1) 事業所設置奨励金
- (2) 回線通信料等奨励金
- (3) 雇用奨励金

2. 奨励金の主な内容

区分	交付額	交付期間
事業所設置奨励金	固定資産税額（土地・家屋・償却資産）に相当する額の100/100 （各年度1億円限度） ※土地の場合は、家屋1階面積を60/100で除した面積を敷地面積で除し得た割合を固定資産税額に乗じた金額	投下固定資産が最初に課税された年度の翌年度以降3年度間
回線通信料等奨励金	①自らの事業の用に供するための各月ごとの回線使用料の1/2相当額 ②賃貸借した事業所の各月ごとの賃貸借料（敷金、共益費、経費は除く）の1/2相当額	操業開始日の翌年から3年間 （年2千万円限度）
雇用奨励金	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>事業者の事業所設置奨励金を受ける事業所</p> <p>正社員1人につき 30万円 非正社員1人につき10万円</p> <p>①事業所の操業開始日前1年から操業日後6月までの間に採用 ②雇用した日以後90日以内の日から引き続き本市に居住する方 ③操業開始日後の雇用期間が1年以上 ④雇用保険の被保険者</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>回線通信料等奨励金を受ける事業者</p> <p>○下関市在住の者 正社員1人につき最大65万円／非正社員1人につき最大30万円 ○隣接市*在住の者 正社員、非正社員ともに1人につき最大15万円 ※隣接市：北九州市、山陽小野田市、長門市、美祢市をいう。 ①事業所の操業開始日前1年から操業開始日後2年までの間に採用 ※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付します。 ②操業開始日後の雇用期間が1年以上 ③雇用保険の被保険者</p> </div> </div>	<p>1回限り 100人限度</p> <p>3年間 300人限度 （1人1回限り）</p>

別表

《 企業立地奨励金の交付要件 》

下関市企業立地促進条例施行規則別表第1(第2条関係)

区分	業種に関する要件			投下固定資産総額等に関する要件	
				条例第2条第2号に規定する事業者(中小企業者を除く。)	条例第2条第2号に規定する事業者(中小企業者に限る。)
事業所設置奨励金及び雇用奨励金	大分類E—製造業			取得及び賃借に要する費用が5億円以上であること。	取得及び賃借に要する費用が3,000万円以上であること。
	大分類G—情報通信業				
	大分類H—運輸業、郵便業	中分類44—道路貨物運送業			
		中分類45—水運業 中分類47—倉庫業			
		中分類48—運輸に附帯するサービス業	小分類484—こん包業		
	大分類I—卸売業・小売業	中分類50—各種商品卸売業 中分類51—繊維・衣服等卸売業 中分類52—飲食料品卸売業 中分類53—建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 中分類54—機械器具卸売業 中分類55—その他の卸売業			
大分類E—製造業(植物工場)			取得及び賃借に要する費用が1億円以上であること。	取得及び賃借に要する費用が3,000万円以上又は取得及び賃借に要する費用が1,000万円以上3,000万円未満で、かつ、新規雇用者が3人以上であること。	
大分類L—学術研究、専門・技術サービス業	中分類71—学術・開発研究機関	小分類711—自然科学研究所			
大分類P—医療、福祉	中分類83—医療業	小分類836—医療に附帯するサービス業			
	中分類84—保健衛生	小分類849—その他の保健衛生			
回線通信用料等奨励金及び雇用奨励金	大分類G—情報通信業			下関市に居住する新規雇用者が5人以上であること及び市内において5年以上操業等を行うこと。	
	大分類R—サービス業(他に分類されないもの)	中分類92—その他の事業サービス業	小分類929—他に分類されない事業サービス業		
			細分類9294—コールセンター業※		
			細分類9299—他に分類されないその他の事業サービス業(バックオフィスに限る。)		

※コールセンター業には、インハウス型コールセンター(コールセンター業に属さない企業が自らその事業所においてコールセンターの業務を行うものをいう。)を含みます。

《 下関市中心市街地事務所立地促進補助金 》

産業立地係 TEL 231-1357

1. 目的

中心市街地へ事務所を設置する営利を目的とする法人等に賃借料と新規従業員の雇用補助をすることで、中心市街地の活性化を図ることを目的とします。

2. 主な要件

- ①進出場所が、中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地であること。
 - ②事務所が本市区域内からの移転・増設によるものでないこと。(※1)
 - ③事務所における新規従業員数のうち、下関市に居住するものの人数が2人以上であること。
(※2)
- (注)

※1 下関市創業支援施設入居者の場合、本市区域内からの移転でも対象とします。

※2 下関市創業支援施設入居者の場合、従業員の総数が2人以上

3. 補助内容

■ 事務所経費補助

期 間：2年

限度額：賃借料(共益費、敷金、権利金等の諸経費を除く。)の1/2に相当する額以内で、
1社1年につき120万円を限度

■ 新規従業員雇用補助

回 数：1回(初年度のみ)

限度額：下関市在住の者 正社員30万円、非正社員10万円
隣接市*在住の者 正社員、非正社員ともに10万円 } 9人限度

※隣接市：北九州市、山陽小野田市、長門市、美祢市をいう。

- 対象者：・ 操業開始日前から事業者の従業員であって操業開始日までに本市又は隣接市に転入してきた方
- ・ 新たに操業開始日までに雇い入れた従業員で、操業開始日までに本市又は隣接市に住所を有する方
 - ・ 雇用保険の被保険者であること

4. 補助金の対象とならない事業

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
 - ②小売又は飲食を目的とする事業
 - ③サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする事業等
- (注)

※賃借期間又は入居に必要な改修工事その他の準備行為が完了した日から90日以内に申請し、準備行為が完了した日から1年以内に操業開始していただく必要があります。また、事業等により補助対象とならない場合があります。

※5年以内に事業を休止又は廃止した場合等、補助金を返還していただくことがあります。

《 下関市オフィス環境整備事業促進補助金 》

産業立地係 TEL 231-1357

1. 目的

新規立地企業等のニーズに合うオフィス環境等を整備する費用の一部を補助することで、オフィス等の立地による雇用の創出を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業

事業用ビルにおいて、オフィスの用途として行う貸室環境整備事業及び共用部分整備事業

■「オフィス」とは？

⇒ 事業を行う者が事務を行うための事業所等

■「事業用ビル」とは？

⇒ 地階を除く階数が3以上の耐火建築物であって、事業の用に供する部分があるもの

3. 補助対象経費

区分	経費の内訳
貸室環境整備事業費	対象オフィスに必要な以下の環境整備に係る工事請負費 ・壁、天井、床等の改修等に係るもの ・照明設備、換気システム等のオフィス効能を高めるための改修等に係るもの
共用部分整備事業費	対象オフィスと同じ階層にある以下の施設の改修等に係る工事請負費 ・トイレ、洗面所及び給湯室

4. 補助金額

補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に1/2を乗じて得た額

限度額：両事業を併せて500万円

5. オフィスに関する要件

- (1) 面積が30平方メートル以上であること。
- (2) 補助対象事業が完了した日から1年以内に、対象オフィスを事業者がオフィスとして使用すること。
- (3) 対象オフィスにおいて行う事業が次のいずれにも該当しないこと。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により営業の許可又は届出を要する事業
 - ②小売又は飲食を目的とする事業
 - ③サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする事業
 - ④宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ⑤保健、医療又は福祉に係る事業
 - ⑥銀行法により免許を受けて銀行業を営む者及び金融商品取引法により登録を受けて証券業を営む者を除く金融業
 - ⑦事務所を転借した者が行う事業
 - ⑧その他市長がこの要綱の目的に合致しないと認める事業
- (4) 対象オフィスを使用する事業者が補助対象事業を実施する前に当該対象オフィスを使用していないこと。
- (5) 対象オフィスを使用する事業者が本市区域内からの移転により、対象オフィスの使用を開始するものでないこと。

《 下関市モーダルシフト利用促進補助金 》

下関市は”鉄道輸送貨物”を支援します！！

産業立地係 TEL 231-1357

1. 目的

環境にやさしい鉄道貨物輸送の利用促進を図り、温室効果ガスの排出量削減と本市産業にとって重要な輸送基盤である鉄道輸送の更なる機能強化を図ることを目的とします。

この制度を活用して、荷主に対する「インセンティブ」「輸送コストの減額」等による取扱貨物の集荷増に期待しています。

2. 制度概要

- ・ 期間：令和8年4月1日から令和9年1月31日まで
- ・ 補助対象事業
貨物コンテナを JR 貨物下関駅から鉄道を利用して行う事業
- ・ 補助対象者
荷主から貨物のコンテナによる輸送を受託した第二種貨物利用運送事業者
- ・ 補助対象貨物
下関貨物駅からの輸送距離が500km以上先の貨物駅に発送する貨物
- ・ 補助金額

貨物の種別		補助金額（円） （コンテナ1個当たり）			同一荷主に対する 補助金の上限額（円）
		下関貨物駅からの輸送距離			
		500km以上 700km未満	700km以上 1,000km未満	1,000km以上	
新規貨物	12ft	28,000	33,000	42,000	500,000
	20ft	66,000	79,000	102,000	
既存貨物	12ft	5,000	7,000	9,000	
	20ft	14,000	18,000	25,000	

※新規貨物

過去3年度間に鉄道利用実績（下関貨物駅から鉄道を利用して貨物を輸送した実績をいう。以下同じ。）のない荷主の貨物をいいます。

※既存貨物

過去3年度間に鉄道利用実績のある荷主の貨物で、過去の鉄道利用実績にはない新たな納品先への貨物をいいます。

《 下関市中小企業退職金共済掛金補助金 》

就業支援係 TEL 231-1310

1. 目的

中小企業退職金共済法に定める退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、掛金の一部を補助することにより、中小企業の退職金制度を支援し、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、本市中小企業の振興に寄与することを目的とします。

2. 対象者

市内に事業所を有し、新たに退職金共済契約を締結した中小企業退職金共済法に規定する中小企業者（適格退職年金からの移行の場合は対象にならない。）

3. 補助金額

予算の範囲内で掛金納付の対象となった従業員1人1か月につき最大500円

4. 補助対象期間

それぞれの従業員について、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から1年間（12か月分）

5. 周知方法

市報掲載

市のホームページ掲載

6. 実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
事業所数（社）	11	13	13	8	9	11	8
対象人数（人）	168	124	140	135	123	105	60
補助金額（円）	514,000	382,500	471,500	420,000	346,500	334,500	181,500
1人当たり 補助金額（円）	500	500	500	500	500	500	500

	R4年度	R5年度	R6年度				
事業所数（社）	9	8	12				
対象人数（人）	50	83	103				
補助金額（円）	158,000	284,500	322,500				
1人当たり 補助金額（円）	500	500	500				

《 下関市奨学金返還支援補助金 》

就業支援係 TEL 231-1310

1. 制度概要

本市産業の持続的な成長に向け、市内事業者の人材確保を図り、若者の市内就職促進、職場定着推進及び奨学金返還の負担軽減並びに本市における起業者の事業継続を支援するため、一定の要件を満たした場合、奨学金返還に要した費用の一部を市が補助するものです。

- 補助金額は最大100万円（ただし、奨学金貸与総額・返還残額の1/2以内の額）
- 1年間の交付限度額は20万円（実返還額又は20万円のいずれか低い方の額）
- 支援期間は5年間（支援要件の継続が条件）

【交付イメージ】新卒者の場合

補助金交付のイメージ【2025年3月卒業の場合】



2. 交付申請候補者の認定要件（事前申請が必要）

- ①新卒者：大学等在学中であること。
- ②転入者：候補者申請時に30歳未満であり、3か月以上継続して市外に住民登録がある方で転入意向がある方又は転入後90日以内の方
- ③起業者：市特定創業支援等事業を利用して市内で新規に起業する意向がある方

3. 事業者の認定要件

- ①市内に本社がある事業者又は市内に事業所がある中小企業者※中小企業基本法第2条第1項
- ②市内に事業所があり、市内の事業所に限定した採用を行う事業者
- ③下関市役所

※いずれも以下の条件に適合すること。

- ・下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の関係法令に該当する事業を営む事業者でないこと。
- ・労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令等に違反していないこと。
- ・市税の滞納がないこと。

4. 支援要件

補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する方

- ①大学等に進学し、在学中に補助対象奨学金の貸与を受けた方
（対象奨学金：独立行政法人日本学生支援機構第一種、第二種奨学金・下関市奨学金）
- ②交付申請基準日に市内に居住している方。
- ③新卒者は卒業から、転入者は候補者申請時から1年以内に登録事業者として正社員として就職している方。起業者は候補者申請時から1年以内に起業している方。
- ④市税に滞納がない方

貸 付 対 象 : 個 人

《 山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度 》

項 目	概 要
概 要	中小企業勤労者の生活の安定を図り、福祉を増進するため、生活資金を貸し付けます。
対 象 者	次のすべての要件を備えている方 1. 市内に1年以上居住する方であること。 2. 同一事業所に1年以上勤続している勤労者であること。 3. 市税を完納していること。 4. 返済能力があること。 (注) 事業主等と同一生計の勤労者で、当該事業主の経営する企業に勤務する方は貸付対象となりません。
資 金 の 使 途	1. 大学教育資金 2. 育児・介護休業資金 3. 冠婚葬祭・療養資金 4. 災害資金 5. 生活向上資金
《 貸付条件 》 貸 付 限 度 額 貸 付 利 率 貸 付 期 間 償 還 方 法 保 証 人 等	大学教育資金 300万円 育児・介護休業資金 100万円 (一定の場合には150万円) 冠婚葬祭・療養資金 100万円 災害資金 100万円 生活向上資金 100万円 年 1.32% 大学教育資金 10年以内 (うち据置期間4年以内、ただし在学期間中に限ります。) 育児・介護休業資金 10年以内 (うち据置期間1年以内、ただし休業期間中に限ります。) 冠婚葬祭・療養資金 10年以内 災害資金 10年以内 (うち据置期間1年以内) 生活向上資金 10年以内 元利均等月賦償還 (ボーナス払いの併用も可) (一社)日本労働者信用基金協会の債務保証(勤続1年未満の方 にあつては連帯保証人1名以上) ※保証料率は同協会所定の料率
取扱金融機関	中国労働金庫

【 申 込 ・ 問 合 せ 先 】

〒750-0006 下関市南部町21-23

中国労働金庫 下関支店

TEL 083-223-8141

FAX 083-223-8471

貸付 対象：個人

《 山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度 》

項目	概要
概要	離職者の生活の安定を図るため、教育資金、住宅資金償還金及び生活資金を貸し付けます。
対象者	次のすべての要件を備えている方 1. 市内に1年以上居住する方であること。 2. 離職時の事業所に1年以上勤務していたこと。 3. 離職を余儀なくされた勤労者（雇用保険受給資格者又は当該雇用保険受給資格者であった方で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32及び34に限る。）で、離職後1年以内であること。 4. 借入申込時、現に離職し、かつ、公共職業安定所において求職活動を行っているものであること。 5. 市税を完納していること。 6. 返済能力があること。
資金の用途	1. 大学教育資金 2. 冠婚葬祭、療養資金 3. 災害資金 4. 住宅資金償還金 5. 一般生活資金
《 貸付条件 》 貸付限度額	大学教育資金 150万円 冠婚葬祭・療養資金 100万円 災害資金 100万円 住宅資金償還金 70万円 一般生活資金 100万円
貸付利率	年 1.0%
貸付期間	大学教育資金 10年以内 （うち据置期間4年以内、ただし在学期間中に限ります。） 冠婚葬祭・療養資金 10年以内 （うち据置期間1年以内） 災害資金 10年以内 （うち据置期間1年以内） 住宅資金償還金 6年以内 （別に据置期間1年以内） 一般生活資金 10年以内 （うち据置期間1年以内）
償還方法	元利均等月賦償還
保証人等	連帯保証人1名（申込人と別生計の方）と（一社）日本労働者信用基金協会の債務保証 ※保証料率は同協会所定の料率
取扱金融機関	中国労働金庫

【 申込・問合せ先 】

〒750-0006 下関市南部町21-23

中国労働金庫 下関支店

TEL 083-223-8141

FAX 083-223-8471

《その他(施設等)》

《 創業支援施設 》

スタートアップ推進室 TEL 231-1265

1. 事業概要

本市の産業振興及び新産業の創出並びに雇用創出のため起業家を支援する創業支援施設（貸事務所3室）を下関市商工業振興センター1階に設置し、平成15年度から供用を開始しています。

創業支援施設の運営について協議し、施設の円滑な運営を通じて新規創業を支援するため、学識経験者、地元産業界を含む下関市創業支援施設運営協議会（委員10名）を設置しています。

2. 施設の概要

- 注1) 対象施設：貸事務所3室（1室28㎡）
- 注2) 使用料：賃借料14,600円/月（光熱費は実費）
- 注3) 付帯設備：個別空調等
- 注4) 期間：原則2年（1年のみ更新可）
- 注5) 入居条件：①製造業、サービス業等
 - ②これから事業を始める者又は会社設立後5年以内の者
 - ③独創的な技術やアイデアを有する者
 - ④市内において事業の展開を図ろうとする者
 - ⑤事業計画があること。

3. 下関市創業支援施設運営協議会の開催（年1～2回）

- 注6) 審査事項：入居審査及び決算審査等

4. その他

- ・各種セミナー等情報提供

《 商工業振興センター 》

商業係 TEL 231-1220

所在地	〒750-0006 下関市南部町21番19号 Tel: 083-231-1220 fax: 083-235-0910
所 管	下関市産業振興部産業振興課

設置目的	商工業の振興を図るため
利 用 者	商工業者、商工業者の振興を図る目的で利用する方
休 館 日	国民の祝日、1月2日～3日、12月29日～31日 日曜日又は土曜日で市長が別に定める日
開館時間	月曜日～金曜日 : いずれも9時～22時
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建
指定管理者	下関商工会議所 〒750-8513 下関市南部町21番19号 TEL083-222-3333 / Fax083-222-4094 平成18年4月1日から 指定管理制度に移行
施設内容	大ホール : 講演会、説明会、講習会など多人数の会合での利用可 第1・第2研修室 : 大ホールを仕切って使用、講習会、研修、会議などに利用可 第3研修室 : 少人数の講習会、会議などの他、OA 機器の研修も可 会議室 : 円形テーブルを配し、協議会、会議などで利用可 創業支援施設 P28参照

《 工場立地法に基づく特定工場の届出 》

(平成24年4月1日から下関市内工場の届出窓口は下関市)

産業立地係 TEL 231-1357

1. 工場立地法について

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

同法により、一定の規模以上で製造業などを営む工場は、周辺環境との調和を図るため、その敷地内に緑地などを確保することが義務付けられています。

2. 対象となる工場

規模：敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、風力、太陽光発電所は除く。）

3. 届出内容

- ① 特定工場の新設
- ② 特定工場の増設、変更
- ③ 敷地面積の増減
- ④ 生産施設面積の増減
- ⑤ 緑地・環境施設面積の増減、配置換え等
- ⑥ 届出者の氏名・住所の変更等
- ⑦ 特定工場の継承
- ⑧ 特定工場の廃止

4. 必要とされる面積率（緑地・環境施設面積率）

区域	下関市が定めた地域準則	
	緑地面積率	環境施設面積率
住居・商業系の地域	30%以上	35%以上
準工業地域	10%以上	15%以上
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上
市街化区域以外の区域	5%以上	10%以上

《 下関市勤労福祉共済会事業 》

1. 目的

一般社団法人山口県勤労福祉共済会が各市町の勤労福祉共済会との協力の下に、勤労者の共済事業等を実施し、勤労者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。

※令和7年5月末、共済事業を廃止。同年7月末をもって解散、精算法人へ移行。精算法人のすべての業務が終了後、市共済会も解散

2. 対象者

市内に住所又は勤務先を有する中小企業の勤労者等

3. 事業内容

共済加入者の死亡、障害、入院、住宅災害等の不測の事態に対して保障する共済事業や結婚、出産、銀婚、入学祝金の給付、人間ドック受診、指定保養施設利用の助成、指定施設の割引等 ※令和7年6月～令和10年5月は保険請求のみの対応、新規加入なし

4. 下関市勤労福祉共済会事務局

下関市産業立地・就業支援課内に下関市勤労福祉共済会事務局を設置。

5. 問合せ先

一般社団法人山口県勤労福祉共済会

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県労働政策課内

TEL 083-933-3223 Fax 083-933-3229

下関市勤労福祉共済会

〒750-0006 下関市南部町2-1-9 下関商工会館4階 下関市役所産業立地・就業支援課内

TEL 083-231-1310 Fax 083-235-0910

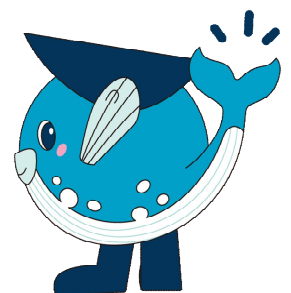
《 勤労者労働福祉施設 》

施設名	下関市勤労福祉会館		下関市勤労 青少年ホーム
	本館	体育館	
愛 称			ユーパル下関
所 在 地	幸町8番16号	幸町8番15号	彦島老の山公園1番1号
電話番号	223-2171	223-2225	267-1146
FAX 番号	223-2173	—	
設置目的	勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を図るため		35歳未満の 勤労青少年の福祉の増進 と健全な育成を図るため
利 用 者	勤労者及び一般の方		15歳から35歳までの 勤労青少年、その他の方
閉 館 日	12月29日～1月5日 4月29日～5月5日 8月13日～16日		12月28日～1月4日 祝日
開館時間	平 日：9時～22時 日曜日・休日：9時～ 17時	平 日：9時～22時 日曜日：9時～20時 休 日：9時～17時	月・火曜日：13時～21 時 水～土曜日：9時～21時 日 曜 日：9時～17時
予約受付	毎月1日から3か月先	毎月1日から3か月先	登録団体は2か月前、一般 の方は1か月前の月初め から 受付
施設概要	4階建 ・ホール ・研修室 ・会議室 ・和室 など	1階駐車場、2階体育館 ・トレーニングルーム ・バスケットボール ・バレーボール ・バドミントン・卓球	3階建 ・和室・料理教室 ・集会室・音楽室 ・ホール・軽運動室 ・娯楽談話室 他
バリアフリー	身体障害者用トイレ1・ 4階、身体障害者用駐 車場1台、エレベータ ー、玄関自動ドア、車 椅子常備	身体障害者用トイレ 2階	玄関段差有
管理体制	指定管理者制度導入 (公益財団法人下関勤労福祉振興財団)		指定管理制度導入 (一般財団法人 下関市公営施設管理公 社)
駐 車 場	58台		22台
そ の 他	労働相談事業実施	フットサル用 防御ネットあり	館内上履き使用
	市内中心部で交通の便がよく、利用者が多い。		

施設名	下関市勤労者総合福祉センター	下関市豊田農村勤労福祉センター
愛称	アクティブセンター	
所在地	長府扇町4番10号	豊田町大字浮石 字柳瀬2528番地1
電話番号	248-5510	766-1055 (豊田総合支所地域政策課)
FAX番号		-
設置目的	勤労者の福祉の充実及び 勤労意欲の向上のため	農村地域に導入される工業 に従事する者の体力の向上 と教養の振興を図るため
利用者	一般	一般
閉館日	12月29日～1月3日・祝日	月曜日・12月28日～1月4日
開館時間	平日：9時～22時 日曜日：9時～17時	9時～22時
予約受付	前々月の第2日曜日 から受付。アリーナは1団体 週1回の使用制限あり	随時
施設概要	・アリーナ ・会議室・視聴覚室 ・教養文化室（和室） ・研修室 等	・体育館 ・会議室 ・研修室（調理台7台） ・和室
バリアフリー	身体障害者用駐車場3台、身体 障害者用トイレ（1階）車椅子 常備、玄関自動ドア・スロープ あり	
管理体制	指定管理制度導入 （一般財団法人 下関市公営施設管理公社）	直営
駐車場	67台	30台
その他	長府扇町工業団地内に位置	

相談・支援機関一覧

相談・支援機関	電話	FAX
◆山口県産業労働部 〒753-8501 山口市滝町 1-1 ・産業政策課 ・産業脱炭素化推進室 ・企業立地推進課 ・経営金融課(経営支援班) ・イノベーション推進課 ・労働政策課(労働福祉班) ・産業人材課	083-933-3110 083-933-2474 083-933-3145 083-933-3180 083-933-3140 083-933-3210 083-933-3234	083-933-3139 083-933-2469 083-933-3178 083-933-3209 083-933-3159 083-933-3229 083-933-3229
◆(地独)山口県産業技術センター 〒755-0195 宇部市あすとぴあ 4-1-1	0836-53-5053	0836-53-5070
◆(公財)やまぐち産業振興財団 〒754-0041 山口市小郡令和 1-1-1 山口市産業交流拠点施設内 (同財団内) ・山口県中小企業支援センター ・山口県よろず支援拠点 ・山口県事業承継・引継ぎ支援センター	083-902-3711	083-902-9010
◆やまぐち DX 推進拠点 Y-BASE 〒753-0077 山口市熊野町 1-10 ニューメディアプラザ山口 10F	083-921-0010	
◆山口県下関県民局 〒751-0823 下関市貴船町 3-2-1	083-235-8791	083-233-6217
◆下関商工会議所 〒750-8513 下関市南部町 21-19	083-222-3333	083-222-4094
◆下関市商工会 〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永 1861-1	083-772-0625	083-772-2361
◆(独)日本貿易振興機構山口貿易情報センター (JETRO 山口) 〒750-0018 下関市豊前田 3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル 7 階	083-231-5022	083-233-3506
◆下関公共職業安定所(ハローワーク下関) 〒751-0823 下関市貴船町 3-4-1	083-222-4031	083-232-1350
◆(公社)下関市シルバー人材センター 〒750-0066 下関市東大和町 2-4-3	083-267-5900	083-267-3220
◆企業組合 下関中高年事業団 〒750-0041 下関市向洋町 1-4-34	083-234-3003	083-234-3217
◆障害者就業・生活支援センター 〒759-6602 下関市大字蒲生野字横田 250 ・なごみの里(障害者支援施設)	083-262-2116	083-227-4610
◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒753-0861 山口市矢原 1284-1	083-922-1948	083-932-1583
◆しものせき若者サポートステーション 〒750-0025 下関市竹崎町 4-4-8 シーモール下関 4F	083-242-9490	083-242-9491



令和8年4月 発行
下関市産業振興部
〒750-0006
下関市南部町 21 番 19 号
TEL: (083) 231-1220
FAX: (083) 235-0910